



■発行/櫻井しげる後援会 ■住所/315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28
 ■電話/自宅 0299-22-3881 ■FAX/0299-22-3881 ■携帯 080-3150-8451
 ■WEB <http://www.sakurai.click/> ■E-Mail sakurai@sakurai.click
 ■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3> **討議資料**



新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいます。その一方で、連日記録的な数で陽性者が発生しています。県独自の「茨城県非常事態宣言」に続き、政府からは「緊急事態宣言」が発令されました。県南地区の感染拡大に合わせるように石岡市も陽性者が発生しています。夏休みの影響なのか、家族間での感染が増加していると思われ、未就学児や児童生徒からの陽性者が増えています。外出先での手指消毒とマスクの徹底に加え、自宅に戻った際の手指消毒を今一度徹底し、感染予防を心がけましょう。

お盆の際の雨による涼しさ一転、猛暑が戻ってきました。どうぞご自愛ください。

一、正副議長選挙

第2回定例会の最終日に池田議長が菱沼副議長に辞職届を提出し、直ちに議長選挙が行われました。地方自治法では議長の任期は4年となつていますが、石岡市議会の慣例では、議長は2年間で交代しているため、この例に倣ったものです。

議長選挙に先立ち、大和田議員の議員辞職(県議補選への出馬のため)が議事に追加され、認められたため21人の議員による議長選挙が、投票で実施されました。

平成26年3月に制定した「石岡市議会基本条例」では、正副議長選挙に際して、休憩中ではありませんが、候補者による所信表明の機会を設けています。菱沼副議長が議長戦に名乗りを挙げて、休憩中に所信表明を行いました。

(1) 議長選挙

選挙以前から、菱沼議員の外に議長に立候補する動きがなく、無風状態でした。そのため、選挙は菱沼議員19票、小松議員1票、**なぜか勝村議員に1票入り**、菱沼議員が議長に当選・就任しました。

(2) 副議長選挙は激戦に

一方、副議長選挙は市議3期の勝村議員(最大会派の紫峰会所属)で決定したとの話が流れる中、同会派で4期の村上議員も副議長に立候補すると、名乗りを上げました。会派内での調整がまとまらず2名による選挙が決定的に。

すると勝村議員が、意見・行動を大きく異にする会派議員と手を結び票固めをしたとの情報がまたたくまに伝わり、逆に村上議員が急迫する事になりました。結果は、勝村議員11票、村上議員10票となり、1票差で勝村議員が副議長に当選。

正副議長選挙の所信表明は、石岡市議会ホームページ・インターネット中継の「令和3年第2回定例会・本会議閉会」で録画を確認できます。

一、常任委員会委員の改選

(1) 議員の希望に沿う改選方法

石岡市議会委員会条例の規定により、常任委員会委員の任期は2年間となっており、定例議会最終日に常任委員会委員の改選が行われました。

他市議会では、議長が配属を決定する市議会もあるようですが、石岡市議会では各議員が自分の希望する委員会を希望届に記入し提出することができ、希望者が委員会定数を超えた場合には抽選となり、抽選に外れた議員は、定数に満たない委員会に移る事になります。

(2) 常任委員会の構成

| | |
|---------------|-------|
| 総務委員会 | |
| ◎谷田川泰 | ○新田 茜 |
| 徳増千尋 | 岡野孝男 |
| 村上泰道 | 玉造由美 |
| 石橋保卓 | |
| 文教厚生委員会 | |
| ◎櫻井 茂 | ○小松豊正 |
| 菱沼和幸 | 池田正文 |
| 関口忠男 | 勝村孝行 |
| 櫻井信幸(7月30日辞職) | |
| 産業建設委員会 | |
| ◎高野 要 | ○岡野孝雄 |
| 鈴木行雄 | 山本 進 |
| 川井幸一 | 飯村一夫 |
| 鈴木康仁 | |
| ◎委員長 | ○副委員長 |

(3) 正副委員長互選

各常任委員会への配属が決定すると直ちに、委員会を開催し正副委員長の互選を行います。

私が所属する文教厚生委員会は、池田前議長、菱沼議長、勝村副議長が所属しており、正副委員長候補はそれ以外の委員となります。そこで、私が推薦され委員長に就任となりました。

次に、副委員長互選となりました。慣例では、委員長である私に一任されるところですが、池田前議長、勝村副議長から「小松委員でいいでしょう」との推薦発言があり、次いで菱沼議長も賛成し、賛成多数で共産党の小松委員が、副委員長に選出されました。

三、第2回定例会で行った一般質問

(1) 自治体職員に求められる資質と対応

霞台ごみ処理施設に社会福祉施設が直接搬入する減免対象ゴミは、市指定ごみ袋使用とする制度変更があったとして、4月初旬に生活環境課が社会福祉施設に電話連絡しました。霞台では「制度変更はない」との回答でした。事実経過と対応を伺います。

(1) 生活環境課の対応について伺う。

生活環境部長答弁要旨 会議で決定していないのに決定したと思ひ込んでいた。再確認の結果、今まで通りの運用にすると施設に電話したが、文書で説明すべきであった。

再質問 この2カ月間、何度も霞台に確認するよう求めており、担当者は数日前まで「決定している」と断言していた。本日急に答弁が変わったが、霞台へはどのような確認をしたのか伺う。

生活環境部長答弁要旨 電話で担当が確認作業を行ったと報告を受けている。

提言 そもそも、課長級会議に制度変更の決定権は無い。これを理解せず会議に出席していたとすれば職員としてふさわしいか疑問。報告・連絡・相談が機能せず、危機管理意識も全くない。

(2) 職務専念義務の認識について伺う

生活環境部長答弁要旨 度重なる過ちにより関係各位にご迷惑をおかけした事をお詫び申し上げます。総務部長答弁要旨 地方公務員法は、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務遂行に当たっては全力で専念しなければならぬと規定している。今回指摘された状況は、大変不適切と言わざるを得ない。職員の教育指導について、より徹底的に取り組んでいきたい。

市長答弁 報・連・相の徹底。職員が緊張感と責任感をもって業務に当たるよう、リーダーシップを発揮して組織としての対応を図ってまいりたい。

(2) 八郷運動公園の管理運営について

八郷運動公園は、男女を問わずスポーツを愛する多くの方が、個人あるいは団体で、健康的な汗を流しています。スポーツを楽しみ心身の健康維持・増進を図りたいという利用者の声にどの様に応えるのか伺います。

(1) 大時計が動いていないという声が再三出ているが原因と修繕について伺う。

教育部長答弁要旨 昨年度に利用者から指摘され確認していた。老朽化によるもので、遅れる現象が出たため随時職員が対応していたが、現在は停止している。プールの外側の時計も故障しており撤去した。予算措置も含めて検討したい。利用者の方にはご不便をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきたい。



(2) 年齢条件を設定しての使用料の減額及び無料化に向けての見解を伺う。

教育部長答弁要旨 八郷運動公園については、平成29年度から有料となっている。70歳以上の市内利用者に対しては八郷総合運動公園プール、石岡小学校屋内温水プール、石岡市海洋センタープールについて利用料の減免をしている。周辺自治体では高齢者に対して一部の施設を減免していることを確認しており、早い時期に検討したい。

提言 八郷総合運動公園では、高齢者の方々が管理の方も自主的にお手伝いされている。以前から減免について申し入れがあったと聞いていますので、なるべく早めに決定していただきたい。元気なうちに減免をうまく使ってさらに活発な活動ができるようお願いします。

(3) 契約業務の改善について

随意契約における問題が多数指摘されたのを受けて、改善に向けた取り組みが進められているが、効果ある改善なのか疑問な点について伺います。

(1) 同種契約案件が複数生じる場合、業者の選定はどのように配慮しているのか伺う

総務部長答弁要旨 参考見積書を3社以上徴取するよう周知している。見積書は入札参加資格者名簿から、徴取業者は各担当課の判断に委ねている。

(2) 仕様書を作る場合、専門的な知識、経験の少ない職員に任せきりになっていないか伺う。

総務部長答弁要旨 契約事務は、起案者から部長まで部全体で取り組むものである。契約事務は主に係長以下職員を対象に研修を行ってきたが、今後、課長・課長補佐を対象を広げる。

(3) 契約の目的と効果の判定の検証を伺う

総務部長答弁要旨 契約形態や金額等に応じて関係部の合議で確認している。完了後は担当部局立ち合いの下、契約検査課が完了検査を行っている。

再質問 市職員が仕様書作成の完成度を高めないと契約の目的と効果を発揮できない。私が調べたところ、能力を発揮できない、目的を達成できないと思われるものがあつたが対応策を伺う。

総務部長答弁要旨 精度の高い仕様書作成が大変重要である。設計書・仕様書作成の研修会を実施している。職場内での上司からの指導研修実施することも重要と考えている。

市長答弁 議員の皆様から厳しい指摘を受けており、市政を預かるものとして責任を痛感している。責任の所在を明確にし、あらゆる手段を講じて事務改善に全力で取り組む。

提言 職員は職務専念義務、そして公務員としての公平・公正・中立を意識して契約業務に当たっていただきたい。

四. 議会が求めた監査請求の報告

交通事故に起因する損害賠償額の決定と和解に関し、議会への報告及び議決を経ていない事案。さらに、教育委員会職員の官製談合事件により、入札等の調査を行う中で明らかに不自然な分割され随意公園体育館に関する工事が不自然に分割され随意契約で発注された事案の2件を、第1回定例会の3月5日、議会が事務の適正性について監査請求していましたが、その監査結果報告書が議会に提出されました。

① 監査請求の内容

(1) 交通事故に関する専決処分条例違反
市の公用車による交通事故に起因する損害賠償額の決定と和解を行う場合、地方自治法の規定では議会の議決が必要になります。そこで、交通事故による迅速な被害者救済の観点から、百万円以下の損害賠償額の場合、市長の専決処分で賠償金の支払いと和解を認める一方、直後の議会への報告義務を課す条例を平成19年に制定しました。

昨年、交通事故の和解をしながら、議会への報告を「忘れた」等の事案が次々と明らかとなり、議会軽視として条例は廃止（活動報告第23号掲載）されました。その後も同様の事案が見つかり、議会が監査請求を行ったものです。

② 監査結果

監査委員が、過去5年間の交通事故68件を調査した所、新たに条例違反の事案が1件発見され、執行部による内部調査の杜撰さも指摘されるという、呆れた結果が議会に示されました。

監査委員は詳細な調査の末に「縦割り行政の弊害により一元管理がなされていなかったこと、規程等の不備と交通事故対応マニュアルが作成されていなかったことによるものである。」と原因を指摘しています。

(2) 不自然な分割発注による随意契約

① 監査請求の内容

茨城国体開催に向けて、平成30年度末に発注した石岡運動公園体育館に関する複数の工事において、いずれも不自然に分割され随意契約で発注された事案について監査を求めたものです。

② 明らかになった問題点

随意契約とは、競争によらず任意で決定した相手と契約を締結する手法です。

国体準備に向けた石岡運動公園体育館の各種修繕工事の契約を終えて、入札差金（余剰金）が2千700万円発生したことを受けて、当初予算では認められなかった「見栄え」関係の追加工事を担当課が要望し、入札差金の利用許可を得ます。

しかし『担当課職員は、追加工事は年度内竣工が絶対条件と思い込んだ』ことから、時間短縮を最優先にするため競争入札ではなく、1案件を複数に分割して130万円未満に落とすことで部長決裁とし、随意契約で工事を発注したものです。実際には、年度内竣工は絶対条件ではありませんでした。決裁権を持つ管理職が最優先事項である法令遵守を軽視した行為といえます。

③ 監査委員の意見

最たる要因としては職員個々の契約業務に係る設計・積算能力の欠如、組織としての適時適切な指示及び検証力の欠如が大きな問題点である。職員の意識改革と個々の能力向上に努められたい。

③ 硬直化した人事とあいまいな処分

管理職でありながら議会に対する緊張感の無さと法令遵守を軽視した結果の事案です。

東日本大震災以降の人事の硬直化に加え、不適切な事務に対して適切に職員を処分しなかったツケが招いた結果とも言えます。真面目に仕事をこなす職員が報われる人事を求めていきます。

五. 随意契約の公表

今回問題になっている130万円未満の随意契約は、公表していませんでした。そのため、不正行為を抑止するため、随意契約もホームページ等で公開することを3月15日の総務委員会で契約検査課に要望しました。

その後、執行部が検討を重ね、私の提案を受け入れていただき、7月30日に市ホームページの入札情報に、4月から7月に契約した130万円を超える入札案件及び30万円を超える随意契約案件が公表されました。今後4半期ごとに公開される予定になっています。

六. 幹部職員的大量処分

(1) 議会報告義務の専決処分を軽視

交通事故に関する市長の専決処分を議会に報告しなかった事案に関して、7月20日付けで関係職員の処分が発表されました。

① 訓告17名 部長・理事3名、次長・参事3名、課長4名、署長2名、主任5名

② 文書厳重注意8名 管理監督責任を問い部長級6名、次長2名

訓告とは、法律上の懲戒処分ではなく、履歴にも残らない軽い処分です。文書厳重注意処分は更に軽い処分です。いずれも給与に影響はありません。

議会では、一般質問や議案質疑、そして委員会審議において厳しい追及があり、市長や部長、消防長が謝罪を繰り返した上、条例が廃止、さらに前代未聞の議会による執行部の監査請求にまで発展しました。管理職として条例（市の法律）を守らなかつたにもかかわらず、口頭あるいは文書による注意処分となりました。果たしてこれで、組織の綱紀粛正は成るのか、注目してまいります。

七. 歯と口腔の健康にブレーキが

(1) 子どものむし歯が多い茨城県

歯と口腔の健康が健康寿命に大きな影響を与えることがわかり、国は60歳で24本、80歳で20本の歯を残す取組みを進めています。

表に示した、

むし歯有病率

むし歯有病率（治療済歯も含む）

学校保健統計調査（単位：％）

| 2009年 | 5歳 | 9歳 | 12歳 | 16歳 |
|-------|------|------|------|------|
| 全国 | 46.5 | 68.4 | 49.7 | 62.3 |
| 茨城県 | 53.8 | 73.4 | 51.1 | 51.9 |
| 新潟県 | 45.1 | 63.0 | 40.3 | 53.3 |

| 2020年 | 5歳 | 9歳 | 12歳 | 16歳 |
|-------|------|------|------|------|
| 全国 | 30.3 | 45.4 | 29.4 | 42.3 |
| 茨城県 | 35.6 | 53.3 | 33.2 | 46.6 |
| 新潟県 | 29.5 | 37.0 | 17.4 | 27.0 |

は、むし歯を持つ者及び治療済み歯を持つ者の割合を示しています。虫歯予防への関心の高さもあり

2020年の数値は、全国的に改善されています。

しかし、茨城県の数値は、全国平均より悪く、石岡市は県の数値を超えています。子ども達の歯の健康を守る取組みを進める必要があります。

(2) フッ化物洗口で日本一むし歯の少ない新潟県

2020年度の12歳・16歳

の数値では、新潟県は茨城県の約2分の1です。この要因の一つとして、新潟県は、小・中学校でフッ化物洗口を取り入れており、12歳児は過去20年間にわたって日本一むし歯の少ない県となっています。



むし歯予防には、フッ化ナトリウム等のフッ化物が用いられます。フッ化物が歯に取り込まれることでエナメル質が強化され、酸に溶けにくい強い歯になります。新潟県の小中学校では、乳歯から永久歯に生え変わる大切な期間、週一回、低濃度のフッ化物水溶液7mg、10mgで約一分間、ブクブクうがいを行い、大きな効果を発揮しています。

(3) 教職員組合が反対署名を提出

茨城県は今年、フッ化物洗口の事業化に向けて、モデル校として5校を募集し、令和4年度から全県実施を目指す方針を発表しました。私は、令和元年第3回定例会で一般質問（活動報告18号）しており、モデル校への応募を期待したところですが、こうした県の動きに対して県教職員組合は、フッ化物洗口事業で中心的役割を果たす養護教諭の殆どから署名を取り、各市町村教育委員会に対してフッ化物洗口導入反対の要請書を提出しました。

理由は、①誤飲による健康被害、②希釈作業への不安、③業務量増大、④教育現場で行う事への疑問、です。具体的な要請内容は①学校現場に導入しない事、②関係者の協議検討を十分行う事、③コロナ感染リスクの中での導入への懸念です。

(4) 石岡市教育委員会はモデル校応募を断念

石岡市教育委員会は、教職員組合の反対署名を受けてモデル校応募を断念しました。県担当者に確認したところ、締め切りを過ぎても応募校は皆無であり、今後の対応を検討中とのことでした。

フッ化物洗口事業への反対理由から伺えるのは、誤解①・②や保守的な体質③・④です。

いずれにしても②にあるように関係者との十分な協議を行わず、安易に事業導入を目指した県教育委員会の判断は、甘いといわざるを得ません。

(5) フッ化物洗口事業を実施するために

フッ化物洗口は、関東地域での実施が少ない状況もあり、組合の反対でブレーキがかかりました。子供たちの歯と口腔の健康増進に向けて、フッ化物洗口の安全性と効果を保護者とPTA役員、学校関係者の方々に正しく理解していただくための努力を市教育委員会に、協力を歯科医師会及び薬剤師会にお願いしたいと思います。

どうか皆さんも、ご協力をお願いいたします。

八. パワハラ等のアンケート調査

労働施策総合推進法の改正により、パワーハラメント対策が強化され、各種ハラスメントに対応する要綱整備を進めています。今年5月に市職員662名に対して無記名アンケート調査をオンラインで実施したところ、回答は半数の332名と低調であったことが報告されました。

市職員は、議員あるいは一部の市民からパワーハラ等を受けているとの指摘、さらには職場内での事案も散見される状況もあり、アンケート調査が実施されました。消防本部は昨年、独自で調査を実施しており、その内容を総務課が現在精査中です。内容の精査も大事ですが、日々苦しむ職員の一刻も早い救済に向けて、総務課が積極的に動くことを強く求めているところです。

九. 令和3年第3回定例会

第3回定例会は8月24日告示、31日（火曜日）開会、会議は全て午前10時開始予定です。

日程表の黄色の会議は、市議会ホームページからインターネットを利用して生中継を閲覧できます。録画放映は、会議後1週間から10日ほど後にホームページに掲載される予定となっています。

第3回定例会日程

| 月日 | 曜日 | 会議内容 |
|---------|----|---------|
| 8月31日 | 火 | 開会 |
| 9月1日～5日 | | 休会 |
| 9月6日 | 月 | 一般質問 |
| 9月7日 | 火 | 一般質問 |
| 9月8日 | 水 | 一般質問 |
| 9月9日 | 木 | 議案質疑 |
| 9月10日 | 金 | 文教厚生委員会 |
| 11日・12日 | | 休会 |
| 9月13日 | 月 | 総務企画委員会 |
| 9月14日 | 火 | 産業建設委員会 |
| 9月15日 | 水 | 議会運営委員会 |
| 9月16日 | 木 | 採決・閉会 |